

第 47 回コーデックス連絡協議会

日時：平成 23 年 10 月 6 日（木）

14:00 ～ 16:00

場所：霞ヶ関中央合同庁舎 4 号館 2 階
共用会議室 220 号室

議 事 次 第

1．コーデックス委員会の活動状況

(1) 最近コーデックス委員会で検討された議題について

第 34 回 総会

(2) 今後コーデックス委員会で検討される議題について

第 19 回 食品輸出入検査・認証制度部会

第 33 回 栄養・特殊用途食品部会

第 43 回 食品衛生部会

第 6 回 家畜の飼養に関する特別部会

2．その他

コーデックス連絡協議会 委員名簿

(敬称略 50音順)

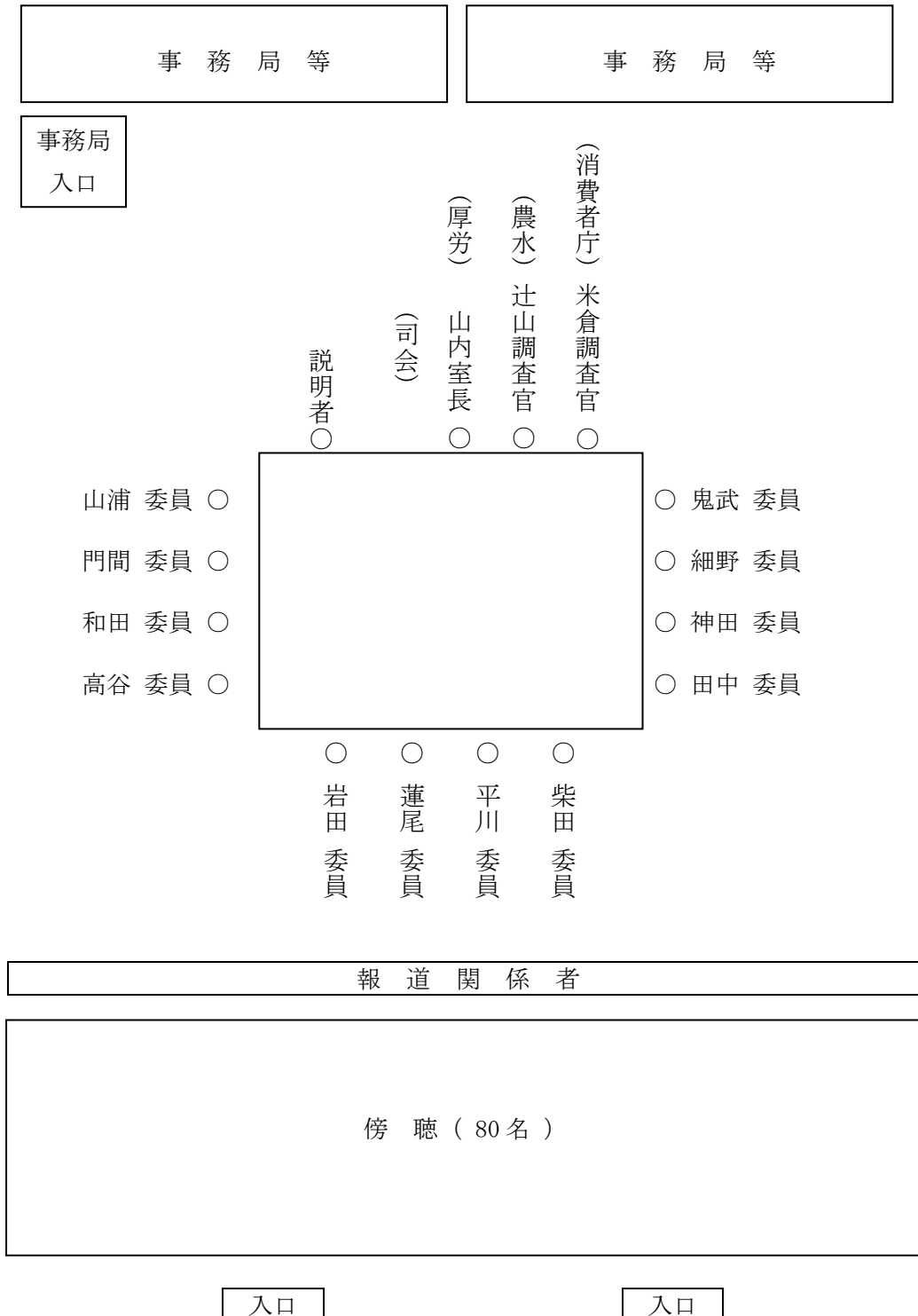
いわた 岩田	しゅうじ 修二	前 サントリー(株) 品質保証本部 テクニカルアドバイザー
おにたけ 鬼武	かずお 一夫	日本生活協同組合連合会 安全政策推進室 室長
かすみ 春見	たかふみ 隆文	日本大学生物資源科学部農芸化学科 教授
かどま 門間	ひろし 裕	(財)食品産業センター 参与
かんだ 神田	としこ 敏子	前 全国消費者団体連絡会 事務局長
しばた 柴田	あつし 温	全国農業協同組合連合会 営農販売企画部 JAタウン推進室 室長
たかや 高谷	さとし 幸	(社)日本食品衛生協会 常務理事
たなか 田中	ひろゆき 弘之	東京家政学院大学現代生活学部健康栄養学科 教授
はすお 蓮尾	たかこ 隆子	家庭栄養研究会 副会長
ひらかわ 平川	ただし 忠	日本食品添加物協会 常務理事
ほその 細野	あきよし 明義	(財)日本乳業技術協会 常務理事
やまうら 山浦	やすあき 康明	特定非営利活動法人 日本消費者連盟 共同代表運営委員 兼 事務局長
よしいけ 吉池	のぶお 信男	青森県立保健大学健康科学部栄養学科 教授
わだ 和田	まさえ 正江	主婦連合会 副会長

第 47 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

平成 23 年 10 月 6 日 (木) 14:00 ~ 16:00

霞ヶ関中央合同庁舎 4 号館 2 階

共用会議室 220 号室



FAO / WHO 合同食品規格計画

第 34 回 コーデックス総会

日時 : 2011 年 7 月 4 日 (月) ~ 7 月 9 日 (土)

場所 : ジュネーブ (スイス)

議題

1.	議題の採択
2.	第 65 回執行委員会の報告
3.	FAO/WHO 地域調整部会の報告と地域調整国の指名
4.	手続きマニュアルの修正
5.	ステップ 8 の規格案と関連文書(ステップ 6, 7 を省略するための勧告を付してステップ 5 で提出されたもの及び迅速化手続きのステップ 5 で提出されたものを含む)
6.	ステップ 5 の規格原案と関連文書
7.	既存のコーデックス規格と関連文書の廃止
8.	コーデックス規格と関連文書の修正
9.	新規作業及び作業中止の提案
10.	総会、部会及び特別部会の報告から提起された事項
11.	財政及び予算に関する事項
12.	コーデックス委員会の戦略計画
13.	コーデックス委員会と他の国際組織との関係
14.	FAO 及び WHO から提起された事項
a)	コーデックスへの参加促進のための FAO/WHO プロジェクト及び信託基金
b)	FAO 及び WHO から提起されたその他の事項
15.	コーデックス委員会議長・副議長および執行委員会委員の選出
16.	コーデックス部会と特別部会の議長を指名する国および 2012 年-2013 年の日程の指定
17.	その他の作業
18.	報告書の採択

第 34 回コーデックス総会 概要

1. 開催日及び開催場所

日時：2011 年 7 月 4 日（月）～7 月 9 日（土）

場所：ジュネーブ（スイス）

2. 参加国及び国際機関

145 加盟国、1 加盟機関（EU）、34 国際政府間機関及び非政府機関（参加者総数 625 名）

3. 我が国からの出席者

厚生労働省	大臣官房 参事官	木村 博承
農林水産省	消費・安全局消費・安全政策課 調査官	辻山 弥生
厚生労働省	医薬食品局食品安全部 参与	吉倉 廣
農林水産省	消費・安全局消費・安全政策課 課長補佐	近藤 喜清
厚生労働省	医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室 国際調整専門官	横田 栄一
厚生労働省	医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室	井関 法子

4. 主な審議結果

主要議題の概要は以下のとおり。

議題3 FAO/WHO 地域調整部会の報告と地域調整国の指名

事項	概要	議論の結果概要
地域調整部会の報告と地域調整国の指名	各地域調整部会の結果報告と次期地域調整国の指名が行われる。アジア地域については前回のアジア地域調整部会において日本が次期地域調整国として指名されている。	各地域調整国から各地域調整部会の報告がなされた。 事務局から、次期地域調整国として、各地域調整部会から以下の国が推薦されていることが紹介され、特段の議論無く、承認された。 アフリカ：カメルーン アジア：日本 欧州：ポーランド ラテンアメリカ・カリブ海：コスタリカ 近東：レバノン 北米・南西太平洋：パプアニューギニア

議題4 手続きマニュアルの修正

〈加工果実・野菜部会（CCPFV）〉

事項	概要	議論の結果概要
CCPFV の付託事項の修正案	第 32 回総会において CCPFV に対し、その付託事項に、缶入り、乾燥、冷凍製品及びジュース・飲料及びその関連製品を	CCPFV の付託事項について、部会から提出された修正案から“その関連製品”

	<p>含め、全種類の加工果実・野菜の規格及び関連文書を作成できるように付託事項を修正することについて検討要請があったため、CCPFV が付託事項の修正を検討し、付託事項の範囲を広げることで合意したもの。これに対し、EU 等から、“その関連製品”という文言を加えると対象が広くなり過ぎるため、“その関連製品”という文言は削除すべきとのコメントが提出されている。</p>	<p>という文言を削除した修正を加えることが最終採択された。 “その関連製品”という文言を削除する決定について、ブラジルが留保を表明した。</p>
--	---	---

議題5 ステップ8の規格案と関連文書(ステップ6, 7を省略するための勧告を付してステップ5で提出されたもの及び迅速化手続きのステップ5で提出されたものを含む)

Part 1 ステップ8、迅速化手続きのステップ5及びステップ5/8の規格案及び関連文書
 <食品残留動物用医薬品部会 (CCRVD) >

事項	概要	議論の結果概要
<p>ナラシン（豚）及びチルミコシン（鶏及び七面鳥）に対する最大残留基準値(MRL)案</p>	<p>豚に対して成長促進目的で使用されるナラシン及び鶏及び七面鳥に対して抗生物質として使用されるチルミコシンのMRL案。この案には筋肉、肝臓、腎臓、脂肪及び皮（鶏及び七面鳥のみ）が含まれる。</p>	<p>案の通り最終採択された。 ナラシンのMRL採択について、クロアチア、エジプト、EU、イラン、ノルウェー及びスイスが留保した。 チルミコシンのMRL採択について、クロアチア、エジプト及びイランが留保した。</p>

<抗菌剤耐性に関する特別部会 (TFAMR) >

事項	概要	議論の結果概要
食品由来の抗菌剤耐性に係るリスク分析に関するガイドライン案	家畜などに抗菌剤を使用した結果生じる「抗菌剤耐性」が食品を介してヒトに与える影響についてのリスク分析を示したガイドライン案。文章の重複を排除する観点から、当初策定された個別の3つのドキュメント（リスク評価、リスクプロファイル作成、リスク管理に関する指針）を統合して一つにとりまとめたもの。	案の通り最終採択された。 特別部会の運営及び予定通りの作業の完了に対し、韓国が賞賛を受けた。

<加工果実・野菜部会（CCPFV）>

事項	概要	議論の結果概要
「乾燥ココナッツ」規格の改訂原案	1991年に策定された「乾燥ココナッツ」規格について、範囲に加工用を追加するなど近年の貿易実態を踏まえた改訂原案。	減少（reduced）の用語について、CCFLの承認が得られなかったことから、この点について若干の修正の上、最終採択された。
「マッシュルーム」規格の改訂原案（「野菜缶詰」規格の付属書として整理）	1981年に策定された「マッシュルーム」規格について、2009年に策定された「野菜缶詰」規格の付属書として整理するもの。	原案の通り最終採択された。 monosodium glutamateの使用について、EU、ノルウェー、スイス及びケニアが留保した。 Caramel IVの使用について、EUが留保した。 これに伴い、マッシュルーム缶詰規格（CODEX STAN55-1981）が廃止された。
「たけのこ缶詰」規格の改訂原	2003年に策定された「たけのこ缶詰」規格について、使用が	分析法のセクションに修正を加えた上

案	認められる原料（糖分、酢など）の追加、分析方法の明確化などの改訂原案	で、最終採択された。
---	------------------------------------	------------

〈ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会（CCLAC）〉

事項	概要	議論の結果概要
クラントロ・コヨーテの地域規格原案	クラントロ・コヨーテの地域規格原案。	原案の通り最終採択された。 コロンビアが水分に関する規定が無いこと等に留保した。
ルクマの地域規格原案	ルクマの地域規格原案。	原案の通り最終採択された。 コロンビアがサイズと等級の組合せ等の規定に留保した。

〈栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）〉

事項	概要	議論の結果概要
栄養表示ガイドライン附属文書：一般集団を対象としたビタミン及びミネラルの栄養参照量（NRVs）を設定するための一般原則案	一般集団を対象としたビタミン及びミネラルのNRVsを設定するための一般原則案。	案の通り最終採択された。

〈アジア地域部会（CCASIA）〉

事項	概要	議論の結果概要
さご椰子粉の地域規格案	さご椰子粉（さごでん粉は含まない。）のアジア地域規格案。	案の通り最終採択された。
チリソースの地域規格原案	チリソース（トマトベースのものを含む。）のアジア地域規格原案。	CCFA及びCCFLから示された修正案を加えた上で、最終採択された。

<食品衛生部会（CCFH）>

事項	概要	議論の結果概要
鶏肉中の <i>Campylobacter</i> 及び <i>Salmonella</i> 属菌の管理のためのガイドライン原案	鶏肉における食品由来感染症の原因菌として最も一般的な <i>Campylobacter</i> 及び <i>Salmonella</i> 属菌について、一次生産から消費までの各段階における管理方法を整理したガイドライン原案。	原案の通り最終採択された。
ナチュラルミネラルウォーターの収集、加工、販売に係る国際衛生実施規範の改訂原案	ナチュラルミネラルウォーターの国際衛生実施規範をコーデックスの食品衛生の一般原則に合わせるとともに、微生物規格を食品中の微生物規格の設定と適用に関する原則の要件を考慮して整理した改訂原案。改訂に伴いナチュラルミネラルウォーター規格（Codex STAN 108-1981）の section4.4（微生物学的要件）を削除することで合意されている。	編集上の修正を加えた上で、最終採択された。 （注：これに伴い、ナチュラルミネラルウォーター規格（CODEX STAN108-1981）の section4.4 が修正された。）

<油脂部会（CCFO）>

事項	概要	議論の結果概要
名前のついた植物油規格の修正案：パーム核ステアリン及び	パーム核ステアリン及びパーム核オレインの脂肪酸組成値について、実態に合わせて範囲を広げる修正案。	案の通り最終採択された。 エジプトが留保を表明した。

パーム核オレイン		
バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する実施規範：許容される前荷に関する規準案	各国の規制当局が、食用油脂を大型船で輸送する際に、前荷として許容される物質を選定する際に利用する規準案。	案の通り最終採択された。 コロンビアが留保を表明した。
バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する実施規範：許容される前荷リスト案及び原案	食用油脂を大型船で輸送する際に、前荷として許容される物質のリスト案及び原案。	米国が採択に反対を示し、我が国を含め幾つかの国がこれを支持した。一方、CCFO の議長国であるマレーシアが最終採択を支持し、多くの国がこれを支持した。議論の結果、案及び原案の通り最終採択した上で、総会から CCFO に対し、JECFA での評価の重要性が高い物質を特定するために、本総会で採択された規準に基づき当該リストをレビューすることを指示した。

<分析・サンプリング法部会 (CCMAS)>

事項	概要	議論の結果概要
測定の不確かさに関するガイドライン改訂案	「測定の不確かさに関するガイドライン」(CAC/GL 54-2004)を適用する上で各国の助けとなる注釈 (Explanatory Note) を追加する改訂案。	案の通り最終採択された。

<食品添加物部会 (CCFA)>

事項	概要	議論の結果概要
食品添加物の一般規格 (GSFA) の食品添加物条項の案及び原案	食品添加物と食品群の組み合わせで、計 193 となる食品添加物条項案及び原案。	食品分類 9.1.1 fresh fish から注釈 16 を削除する等の修正を加えた上で、最終採択された。 ブラジル、チリ、キューバ、エジプト、EU、ノルウェー、韓国及びスイスがそれぞれ一部の食品添加物について留保した。 オーストラリア及び米国が、上記修正について留保した。
GSFA 食品分類システムの改訂原案	GSFA 食品分類システムのうち、菓子類の分類を明確化するため記述を改訂するもの。	原案の通り最終採択された。
食品添加物の国際番号システム (INS) の修正原案	各国で使用されている食品添加物等に国際番号 (INS) を割り当てるもの。既に掲載されている食品添加物についても、記載方法の統一などの観点から記述が修正されている。	原案の通り最終採択された。
食品添加物の同一性及び純度に関する規格原案	第 73 回 JECFA において設定された、14 の食品添加物及び 167 の香料 (新規及び改訂) に関する規格原案。	原案の通り最終採択された。

<汚染物質部会 (CCCF)>

事項	概要	議論の結果概要
核果蒸留酒中のエチルカーバ	発酵食品及びアルコール飲料において自然発生する遺伝毒	原案の通り最終採択された。

メート低減のための実施規範原案	性発がん物質であるエチルカーバメートを核果蒸留酒中で低減するための実施規範原案。	
食品及び飼料中のメラミンの最大基準値原案（乳児用調製乳）	メラミンが混入した食品と容器包装からの移行によりメラミンが含まれる食品を区別するため、乳児用調製乳におけるメラミンの最大基準値原案を作成するもの。調製粉乳を希釈した際の最大基準値と整合性をとるため最大基準値を 0.15 mg/kg とすることで合意された。ただしメラミンの検出が食品に接触する素材からの移行に起因することが証明された場合は、最大基準値を適用しない旨の注釈が付されている。	多くの国が容器からの移行に関しては最大基準値から除外する注釈に懸念を表明したため、原案をステップ 5 で採択し、ステップ 6 のコメント要請に進め、CCCF において議論を継続することとなった。

<残留農薬部会（CCPR）>

事項	概要	議論の結果概要
農薬最大残留基準値（MRL）案及び改定案	第 43 回 CCPR で審議された MRL 案のうちステップ 8 で総会に諮られる 4 農薬の MRL 案。	案の通り最終採択された。 EU 及びノルウェーが haloxyfop 及び fluopicolide の使用に留保した。
MRL 原案及び改定原案	第 43 回 CCPR で審議された MRL 原案のうちステップ 5/8 で総会に諮られる 21 農薬の MRL 原案。	Omethoate を除き、原案の通り最終採択された。Omethoate については、原案を step5 で採択し、部会で再検討することとされた。 EU 及びノルウェーが多くの MRL に対して留保した。
残留農薬の測定のための結果の不確かさの推定に関するガ	分析結果の不確かさの推定に関するガイドライン（CAC/GL 59-2006）に関して、残留農薬分析に特化したガイダンスを	原案の通り最終採択された。

イドラインの改訂原案 (CAC/GL 59-2006)	作る必要があることから、同ガイドラインに付属文書を追加するもの。	
-----------------------------	----------------------------------	--

<魚類・水産製品部会 (CCFFP) >

事項	概要	議論の結果概要
フィッシュソース規格案	魚と塩（及び発酵を促進させる原料）を混合し発酵させた製品であるフィッシュソースの規格原案。なお、ヒスタミンに関する基準については、CCFH が承認したとおりに合意されたが、今後、サンプリングプラン等に関する新規作業の Project document を作成する電子的作業部会を設置することが合意された（議長国：日本、アメリカ）。	編集上の修正を加えた上で、最終採択された。 EU が Caramel III-ammonia caramel の使用について留保した。
魚類及び水産製品に関する実施規範原案（くん製魚を含むその他のセクション）	魚類及び水産製品に関する実施規範のうち、くん製魚に関するもの。なお衛生に関する部分は CCFH へ承認のため送られる。	編集上の修正を加えた上で、最終採択された。
魚類及び水産製品に関する実施規範のセクション3.4.5.1（水）の修正原案	魚類及び水産製品に直接使用される水に対して塩素を使用する場合、残留量が飲用水の場合を超えない様にするべきであり、「高濃度の塩素の使用は一次生産から消費でのフードチェーンの中で規制当局の承認対象となる」との記載を追加すること、「海水に塩素を使用する場合はクロラミン等の副生成物が生成する可能性に注意を払うこと」との脚注をつける修正案。	原案の通り最終採択された。
急速冷凍フィッシュスティック	急速冷凍スティック規格に関して、魚の漁獲時期、成熟度等	原案の通り最終採択された。

クの規格修正原案	により窒素係数に変動があるため、窒素係数の表は平均的な窒素係数であることを明記した上でテラピアの窒素係数を2.88として表に加えること、バリエーションを考慮し+/-10%を認めることを明記する規格の修正原案。	
----------	--	--

<生鮮果実・野菜部会 (CCFFV) >

事項	概要	議論の結果概要
ツリートマトの規格案	ツリートマト（又はタマリロ）のサイズ、等級分け等を規定した規格案。	編集上の修正を加えた上で、最終採択された。
チリペッパーの規格原案	規格の対象を一部の商業品種に限定するのではなく様々な品種を対象とするとともに、サイズ分け、消費者のために辛味に関する表示等を規定した規格原案。	辛さに関する表示を任意表示とする等の修正を加えた上で、最終採択された。

<食品表示部会 (CCFL) >

事項	概要	議論の結果概要
任意又は義務的に常に表示される栄養成分リストに関する栄養表示ガイドライン改定案	食事、運動及び健康に関するWHOの世界的な戦略の実施に関連し、「栄養表示ガイドライン」(CAC/GL 2-1985)のセクション3(栄養成分リスト)に記載する栄養成分について、セクション3.2.1.2の常に表示される栄養成分リストに、飽和脂肪酸、ナトリウム、総糖類を追加し、ナトリウムの表示方法に「各国で、総ナトリウム量を食塩相当量で「食塩」として表示することを決定することも可能である」旨の注釈を付すこと、さらに、セクション3.2.1.4の注釈に「トランス脂肪酸の摂取量の水準が公衆衛生上の懸念となっている国は、	案の通り最終採択された。 マレーシアがトランス脂肪酸に関する規定振りに対して留保した。

	栄養表示においてトランス脂肪酸の表示を考慮する必要がある」旨を記載することとする改定案。	
モダンバイオテクノロジー応用食品に対応する適切なコーデックステキストの編纂の提言案	<p>1993年以降、CCFLにおいて議論がなされてきた「遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品及び原材料の表示に関するガイドライン」の策定について、第36回CCFL（2008年）において、ガイドライン原案を「提言案（Recommendations）」に代えて議論がなされてきたもの。</p> <p>本提言案の題名を「モダンバイオテクノロジー応用食品に対応する適切なコーデックステキストの編纂の提言案」とし、「目的」及び「考慮すべきこと」の項目に加え、既存の10テキストを「適切なコーデックステキストの編纂」の項目にリストアップし、「モダンバイオテクノロジー」の用語の定義を脚注とした提言案。</p>	編集上の修正を加えられた上で、最終採択された。

<近東アジア地域調整部会（CCNEA）>

事項	概要	議論の結果概要
路上販売される食品の地域実施規範原案	路上で販売される食品の地域実施規範。	原案をステップ5で採択した上で、ステップ8で留め置き、CCFHに対して承認を求め、CCFHで特段のコメントが無ければCCNEAに戻すことなく第35回総会で最終採択にかけられることとなった。
ハリッサの地域規格原案	ハリッサ（唐辛子ペースト）の地域規格原案。	原案から分析法のセクションを除いたものが最終採択され、CCMAS及びCCFLに対して承認を求めることとなった。

<p>ハルワ・テヘミアの地域規格原案</p>	<p>ハルワ・テヘミアの地域規格原案。</p>	<p>原案から分析法のセクションを除いたものが最終採択され、CCFA、CCMAS 及び CCFL に対して承認を求めることとなった。 エジプトが、ステップ 5 で採択し更なる検討を行うことを求めつつ、ステップ 5/8 での採択に留保した。</p>
------------------------	-------------------------	---

Part 2 最終採択に諮るその他の文章

〈食品添加物部会 (CCFA) 〉

事項	概要	議論の結果概要
<p>GSFA の乾燥果実の保存料と抗酸化剤についての食品添加物条項の改訂</p>	<p>CCPFV から「乾燥ココナッツの規格に適合する食品に対して保存料、抗酸化剤として使用される食品添加物は亜硫酸のみである」との見解を受けて、GSFA の注釈にその旨を追記するもの。</p>	<p>案の通り最終採択し、例外について注釈 135 が修正された。</p>
<p>GSFA 前文第 4 項「食品中の添加物のキャリーオーバー」の改訂</p>	<p>第 32 回総会において、コーデックスの個別規格で引用されている「キャリーオーバーの原則」を GSFA 前文第 4 項「食品中の添加物のキャリーオーバーの原則」の用語に置き換えることが決定されたため、GSFA の前文の記載を修正するもの。</p>	<p>案の通り最終採択された。</p>
<p>「食品添加物の分類名及び国際番号システム」(CAC/GL 36-1989) のセクション 1 の</p>	<p>親食品添加物(例:リン酸類などその中に複数の食品添加物を含むもの)には技術的目的を記載しないこと、新規の INS 番号をつけるなど、INS における記載方法の統一の観点から</p>	<p>案の通り最終採択された。</p>

「INS のレイアウトについての説明文」の改訂	必要な修正を行うもの。	
-------------------------	-------------	--

<分析・サンプリング法部会 (CCMAS)>

事項	概要	議論の結果概要
異なるステップのコーデックス規格における分析法の承認	メラミンの分析法、乾燥ココナッツの規格、食物繊維の分析、チリソースの規格、ナチュラルミネラルウォーターの規格、乳・乳製品の規格、砂糖・蜂蜜の規格及び油脂の規格に関して、更新を含め 120 以上の分析法の承認。	案が、アルゼンチン提案による修正を加えられた上で、最終採択された。

<魚類・水産製品部会 (CCFFP) >

事項	概要	議論の結果概要
魚類及び水産製品に関する実施規範 (CAC/RCP 52-2003) のセクション 6 (水産養殖製品) の序言修正	OIE からの提案を受けて魚類及び水産製品に関する実施規範のセクション 6 (水産養殖製品) の序言の一部を修正するもの。	案の通り最終採択された。

Part 3 総会で保留されている規格及び関連文書

<食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) >

事項	概要	議論の結果概要
牛ソマトトロピン (BST) の最大残留基準値 (MRL) 案	乳分泌促進効果のある BST の MRL 案。 前回第 33 回総会でも、加盟国からの具体的な要請がなされ	幾つかの国から MRL の決定が遅れていることについて懸念が示され、次回総

	てないことから、議論は全くせず、引き続きステップ8のまま保留された。	会において議論されることとなった。このため、コーデックス事務局が、本件の歴史的経緯や JECFA の評価の概要等をまとめたドキュメントを準備することとなった。
ラクトパミンの最大残留基準値 (MRL) 案	成長促進作用のあるラクトパミンの MRL 案。第 32 及び 33 回総会において、コンセンサスが得られず、ステップ 8 で保留されているもの。非公式な会合 (Friends of the Chair meeting) を通じて、事態の解決に向けた方策を模索した上で、今回の総会で議論することとされている。	米国、カナダ、メキシコ、多くのアフリカ諸国等が案の採択を支持する一方、EU 及びそのメンバー国、ノルウェー、中国、ロシア並びに多くの旧ソ連諸国等が採択に反対し本件作業の中止を求め、議論が膠着状態となった。米国が投票による MRL 採択を求めたが、投票による MRL 採択を望むか否かを確認する投票において、投票による MRL 採択という解決法が否定されたため、本件はステップ 8 に保留された。

議題 6 ステップ 5 の規格原案と関連文書

〈食品添加物部会 (CCFA) 〉

事項	概要	議論の結果概要
食用塩に関する食品規格の改訂原案 (CODEX STAN 150-1985)	汚染物質やサンプリング方法に関する項目の更新、コーデックス手続きマニュアルの「個別食品規格の様式」との整合を	案の通りステップ 5 で採択された。

	図る改訂原案。	
--	---------	--

<残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要	議論の結果概要
農薬の最大残留基準値 (MRL) 原案	第 43 回 CCPR で審議された MRL 原案のうちステップ 5 で総会に諮られる 3 農薬の MRL 原案。	案の通りステップ 5 で採択された。
食品・飼料分類の改定原案 (熱帯及び亜熱帯性果実類 (皮を食すもの)、熱帯及び亜熱帯性果実類 (皮を食さないもの))	熱帯及び亜熱帯性果実類 (皮を食すもの) と熱帯及び亜熱帯性果実類 (皮を食さないもの) に関するコーデックス分類の改定原案。	案の通りステップ 5 で採択された。

<魚類・水産製品部会 (CCFFP) >

事項	概要	議論の結果概要
急速冷凍ホタテ貝柱の規格原案	急速冷凍ホタテ貝柱の規格原案。水分を添加した場合の原材料リストへの記載及び割合の表示については、引き続き部会で議論することとされている。	案の通りステップ 5 で採択された。
生鮮／活及び冷凍アワビ (<i>Haliotis</i> 属) の規格原案	生鮮／活及び冷凍アワビ (<i>Haliotis</i> 属) の規格原案。Part I が活アワビに、Part II が生鮮及び冷凍アワビに適用される。アワビは採取海域によって貝毒汚染のリスクがあるため採捕する国の当局がリスク評価を行いリスクがある場合にはモニタリングを行う旨の記述を加えることで合意。	案の通りステップ 5 で採択された。

<生鮮果実・野菜部会（CCFFV）>

事項	概要	議論の結果概要
ザクロの規格原案	ザクロのサイズ、等級分け等を規定した規格原案。	案の通りステップ5で採択された。

<食品表示部会（CCFL）>

事項	概要	議論の結果概要
栄養参照量（NRVs）の定義に関する提言案	CCNFSDU からの依頼に基づき、「栄養表示に関するガイドライン」（CAC/GL 2-1985）に、栄養参照量（NRV）に関する定義を規定するもの。「科学的データに基づく数値」である旨を新たに追加した案が提案されている。	案の通りステップ5で採択された。

議題7 既存のコーデックス規格と関連文書の廃止

<食品添加物部会（CCFA）>

事項	概要	議論の結果概要
食品添加物の一般規格（GSFA）の食品添加物条項	第43回 CCFA で廃止が合意された食品添加物条項の承認。	案の通り廃止が承認された。

<残留農薬部会（CCPR）>

事項	概要	議論の結果概要
農薬最大残留基準（MRL）	既存の13農薬のMRLの廃止。	案の通り廃止が承認された。

<p>勧告農薬分析法 (CODEX STAN 229-1993)</p>	<p>勧告農薬分析法 (CODEX STAN 229-1993) の廃止。(今後は IAEA に対し、ホームページに掲載されている分析法を維持・更新するよう要求するとともに、IAEA のホームページをコーデックスのホームページに直接リンクを張ることで合意)</p>	<p>インド等いくつかの国が、コーデックスの枠組みの中から農薬分析法のリストが無くなることへの懸念を表明したことから、本勧告農薬分析法は廃止せず、維持することとなった。 一方、総会から CCPR に対し、農薬の分析に用いることが適切な方法かを判断するクライテリアの策定の可能性を検討するよう要求することが合意された。</p>
--	--	--

<魚類・水産製品部会 (CCFFP) >

事項	概要	議論の結果概要
<p>くん製魚に関する勧告国際実施規範 (CAC/RCP 25-1979)</p>	<p>魚類および水産製品に関する実施規範案 (くん製魚のセクションおよび関連する定義) が採択された場合に廃止する。</p>	<p>案の通り廃止が承認された。</p>

議題 8 コーデックス規格と関連文書の修正

<既存のコーデックス規格と関連文書の編集上の修正>

事項	概要	議論の結果概要
<p>実施規範の題名</p>	<p>いくつかの実施規範についている Recommended と International を題名から削除し、地域実施規範については「Regional Code(地域名)」と修正するもの。</p>	<p>案の通り採択された。</p>
<p>関連文書の題名</p>	<p>地域ガイドラインについて題名を「Regional Guidelines (地</p>	<p>案の通り採択された。</p>

	域名)」と修正するもの。	
蜂蜜の規格	蜂蜜の規格 (CODEX STAN 12-1981) の参照先を (CODEX STAN 12-1987) に修正するもの。	案の通り採択された。

<汚染物質部会 (CCCF)>

事項	概要	議論の結果概要
ナチュラルミネラルウォーターの規格 (CODEX STAN 108-1981) からセクション 3.2.17~3.2.20 に関する注釈の削除	3.2.17 界面活性剤、3.2.18 農薬および PCB、3.2.19 ミネラルオイル、3.2.20 多環芳香族炭化水素は安全と品質のどちらを規定しているのかについて議論がなされた。 議論の結果、上記の物質はナチュラルミネラルウォーターの規格で LOQ (定量限界) を下回ることで規定されており、この濃度では安全の懸念がないと考えられるため、「適切な分析方法が確立するまでの間、一時的に指示される」旨の注釈を削除するもの。	案の通り採択された。

<油脂部会 (CCFO) >

事項	概要	議論の結果概要
「オリーブ油及び精製オリーブ粕油」規格の汚染物質のセクションの修正	ハロゲン化溶剤の最大含有量の規定を汚染物質のセクションに保持しつつ、CCCF にハロゲン化溶剤が GSCTFF に含まれる汚染物質かどうか検討を依頼。 (第 5 回 CCCF では、ハロゲン化溶剤は汚染物質ではなく加工助剤として取り扱うことで合意。また、オリーブ粕油製造	案の通り採択された。

	における当溶剤の使用が果たして必要かどうかについて CCFO に検討を依頼することに合意。)	
個別規格における付属書の”自発的適用 (Voluntary Application)”の取扱い	油脂製品の個別規格における付属書の voluntary application の用語の取扱いについて検討。各国とも付属書のデータは削除するのではなく、付属書のデータに合致していない製品もこの規格に適合しているものとみなす旨の記述を付属書の voluntary application の記載の代わりに記載することで合意。	案の通り採択された。

<食品添加物部会(CCFA)>

事項	概要	議論の結果概要
食品中の食品添加物使用の情報(CAC/MISC 1-1989)と食品添加物摂取のシンプルな評価のガイドライン(CAC/GL 03-1989)	総会から食品添加物部会にこれらの文書の廃止または修正の必要性についてCCFAに検討を要請するもの。	案の通り採択された。

<食品衛生部会(CCFH)>

事項	概要	議論の結果概要
ナチュラルミネラルウォーターの規格(CODEX STAN 108-1981)からセクション 4.4	微生物の基準についてはナチュラルミネラルウォーターの収集、加工、販売に係る国際衛生実施規範(CAC/RCP 33-1985)の改訂原案に含める決定がなされたことから、ナチュラルミ	同規格のセクション 4.4 の記述を“販売されている間、ナチュラルミネラルウォーターは、ナチュラルミネラルウ

を削除	ネラルウォーターの規格から削除するもの。	オーターの収集、加工及び販売に関する衛生行動規範の付属書 I に規定されている微生物に関するクライテリアを満たさなければならない” という文言に置き換えることが合意された。
-----	----------------------	--

<食品表示部会(CCFL) >

事項	概要	議論の結果概要
栄養・健康強調表示に関するガイドライン(CAC/GL 23-1997)の表の記載位置及び題名の修正	栄養素含有量の条件を示した表について、その記載位置をセクション 5. 栄養素含有量強調表示に変更すると共に、その題名を「栄養素含有量強調表示の条件を示した表」へ修正するもの。	案の通り採択された。
モダンバイオテクノロジー応用食品のリスク分析に関する原則の注釈 8 の修正	モダンバイオテクノロジー応用食品のリスク分析に関する原則(CAC/GL 44-2003)の注釈 8 を修正するもの。	案の通り採択された。

<魚類・水産製品部会(CCFPP) >

事項	概要	議論の結果概要
個別規格のセクション 5 の参照の修正	既存の 17 の個別規格について、セクション 5 の参照を廃止された個別の実施規範から魚類・水産製品の実施規範	案の通り採択された。

	(CAC/RCP 52-2003)へ修正するもの。	
--	---------------------------	--

〈生鮮野菜・果実部会 (CCFFV) 〉

事項	概要	議論の結果概要
生鮮果実・野菜の個別規格中の“丁寧な採取 (carefully picked)”の用語の取扱い	生鮮果実・野菜の個別規格における「丁寧な採取」に関する規定は、その遵守状況を検査で検証できないため、当該用語の取扱いについて個別規格間で整合性を図りつつ検討するもの。	案の通り採択された。

〈食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) 〉

事項	概要	議論の結果概要
参照の修正	魚類・水産製品の実施規範 (CAC/RCP 52-2003), 食肉の衛生実施規範 (CAC/RCP 58-2005), 抗菌性物質耐性の最小化及び抑制のための実施規範 (CAC/RCP 61-2005) の参照先を、新たに策定された食料生産動物への動物用医薬品の使用に関連して各国が食品安全保証のための規制プログラムを設計・実施するためのガイドライン (CAC/GL 71-2009) に修正するもの。	案の通り採択された。

〈栄養・特別用途食品部会 (CCNFSDU) 〉

事項	概要	議論の結果概要
参照の修正	既存の規格 (CODEX STAN 72-1981 及び CODEX STAN 156-1987)	案の通り採択された。

	の参照先を新たに策定された乳幼児用調整粉乳の衛生実施規範(CAC/RCP 66-2008)に修正するもの。	
--	---	--

議題9 新規作業及び作業中止の提案

—新規作業—

〈食品残留動物用医薬品部会 (CCRVPDF) 〉

事項	概要	議論の結果概要
残留動物用医薬品分析のための一斉分析法の性能特徴の策定に関するガイダンス(食料生産動物への動物用医薬品の使用に関連して各国が食品安全保証のための規制プログラムを設計・実施するためのガイドライン(CAC/GL 71-2009)の付属文書)	コーデックスが既に策定済みのCAC/GL 71-2009(個別分析法を基本的に対象としたクライテリアを含む)と同様のクライテリアを一斉分析についても策定するための新規作業提案。	提案の通り新規作業として承認された。
JECFAによる評価及び再評価が必要な動物用医薬品の優先リスト	モネパンテル、モネンシン及びデラカンテルに加え、アプラマイシン、アモキシシリン、ナラシン、ラクトパミン、トリクラベンダゾール及びイベルメクチンを優先リストに収載する。	提案の通り新規作業として承認された。

〈栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 〉

事項	概要	議論の結果概要
乳幼児用の精製穀物加工食品の規格基準 (CODEX STAN 74-1981) への低体重児用の新規 Part B の挿入	乳幼児用の精製穀物加工食品の規格基準に新たに低体重児用のパートを挿入し、穀物含有量、エネルギー密度、最小タンパク含有量などの条項を含む文書を作成する新規作業提案。	提案の通り新規作業として承認された。

<アジア地域調整部会 (CCASIA) >

事項	概要	議論の結果概要
テンペの地域規格	テンペの地域規格策定についての新規作業提案。	提案の通り新規作業として承認された。
ドリアンの地域規格	ドリアンの地域規格策定についての新規作業提案。第 31 回総会において CCFFV から新規作業提案がなされ、CCFFV に国際規格の新規作業提案をするために必要な貿易及び貿易障害に関する情報が提供されなかったことから検討ができず、CCASIA の新規作業として提案されるもの。	新規作業として承認されたが、CCFFV で扱うべきとの執行委員会からの勧告に従い、CCFFV にて国際規格として扱うこととなった。ただし、2012 年 9 月の CCFFV において国際規格の策定が出来ないと判断された場合は、2012 年 11 月の CCASIA において地域規格として作業を継続することとなった。
海苔製品の地域規格	主にアジア地域で製造・貿易されている海苔製品の地域規格を策定する新規作業提案。	提案の通り新規作業として承認された。 中国の求めに応じ、韓国は、ステップ 3 のコメント要請のための地域規格原案

		の作成に関心国を招くこととなった。
--	--	-------------------

<食品衛生部会 (CCFH) >

事項	概要	議論の結果概要
食肉における人畜共通感染症を起す特定寄生虫 (<i>Trichinella spiralis</i> 及び <i>Cysticercus bovis</i>) の管理のためのガイドライン	食肉において人獣共通感染症の原因となる寄生虫であるトリヒナ (<i>Trichinella spiralis</i>) 及び無鉤囊虫 (<i>Cysticercus bovis</i>) を管理するためのガイドラインを作成する新規作業提案。	提案の通り新規作業として承認された。 米国は、当該寄生虫は公衆衛生上の懸念が低いため、本件作業を支持せず、OIE において行われているトリヒナに関する作業の完成を待つべき旨発言した。OIE は、本ガイドライン策定作業において CCFH に協力する旨発言した。
生鮮果実・野菜に関する衛生実施規範のメロンに関する付属文書	生鮮果実・野菜に関する衛生実施規範の付属文書として、メロンに関する付属文書を作成する新規作業提案。	提案の通り新規作業として承認された。 多くのスペイン語圏の国が、本件に関する物理的作業部会においてスペイン語が使用されなかったことに懸念を表明した。

<油脂部会 (CCFO) >

事項	概要	議論の結果概要
魚油の規格	貿易量、貿易障害等に関するデータを補足して、魚類及び甲	提案の通り新規作業として承認され

	穀類から得られる魚油の規格を作成する新規作業提案。	た。
名前のついた植物油規格の修正：米ぬか	米ぬか油のデスメチルステロール、脂肪酸組成等の新たな実態データを踏まえて、実態に合うように規格を修正する新規作業提案。	提案の通り新規作業として承認された。

<分析・サンプリング法部会（CCMAS）>

事項	概要	議論の結果概要
国際食品貿易におけるサンプリング及び検査の原則案	市場流通前の手段による紛争発生の低減のため、輸出食品が輸入国の要求を満たすことを確認するために輸出国が行う予防措置及び、輸入時点におけるサンプリング及び検査の原則を作成する新規作業提案。	提案の通り新規作業として承認された。

<汚染物質部会（CCCF）>

事項	概要	議論の結果概要
コメ中のヒ素の最大基準値	米に含まれるヒ素について最大基準値を策定する新規作業提案。最大基準値の対象となる化学種を「無機ヒ素」とするか、「総ヒ素」とするかは、今後の検討作業の中で明確にしていくこととされている。	提案の通り新規作業として承認された。 我が国から、当該新規作業においては、各国からコメ中の無機ヒ素の汚染実態データ等を収集し、関連するコーデックスの原則に従って最大基準値が策定されるべきである旨発言した。

<ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会 (CCLAC) >

事項	概要	議論の結果概要
パネラの地域規格	パネラの地域規格策定についての新規作業提案。	執行委員会からの勧告に従い、国際規格として新規作業の開始が承認された。 このため、活動を休止していた砂糖部会 (CCS) が再開され、コロンビアがホスト国を務めることとなった。

<魚・水産製品部会 (CCFFP) >

事項	概要	議論の結果概要
生及び活二枚貝の規格におけるバイオトキシンのスクリーニング法に関するパフォーマンスクライテリア/パラメーター	バイオトキシンのスクリーニング法に関するパフォーマンスクライテリア/パラメーターを作成する新規作業提案。	CCFFP において参照法及び確認法のクライテリアを策定途中であることに配慮するとの理解の下、マウスバイオアッセイ法に関する言及を削除した上で、新規作業として承認された。
魚類及び水産製品に関する実施規範 (キャビアのセクションの作成)	魚類及び水産製品に関する実施規範に新たにキャビアのセクションを作成する新規作業提案 (キャビアの規格 (CODEX STAN 291-2010) の補足となるもの)。	提案の通り新規作業として承認された。

<生鮮野菜・果実部会 (CCFFV) >

事項	概要	議論の結果概要
----	----	---------

ゴールデンパッションフルーツの規格	ゴールデンパッションフルーツの品質に関する規格を策定する新規作業提案。	提案の通り新規作業として承認された。
-------------------	-------------------------------------	--------------------

<食品表示部会 (CCFL) >

事項	概要	議論の結果概要
有機食品の生産に使用可能な資材の追加	有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン(CAC/GL 32-1999)に、スピノサド、炭酸水素カリウム、オクタン酸銅、エチレンのかんきつ類の成熟及びパイナップルの開花誘発のための使用を追加するための新規作業提案。	提案の通り新規作業として承認された。

<加工果実・野菜部会 (CCPFV) >

事項	概要	議論の結果概要
急速冷凍野菜の規格	CCPFV の付託事項を修正し、全種類の急速冷凍野菜に関する規格を策定する新規作業提案。	提案の通り新規作業として承認された。
果実缶詰の規格	CCPFV の付託事項を修正し、全種類の果実缶詰に関する規格を策定する新規作業提案。	提案の通り新規作業として承認された。

<残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要	議論の結果概要
農薬に関する優先リストの設定	JMPR に評価を依頼する残留農薬の優先リストを更新するもの。	提案の通り新規作業として承認された。

—作業の中止—

〈油脂部会（CCFO）〉

事項	概要	議論の結果概要
「オリーブ油及び精製オリーブ粕油」規格のリノレン酸含有量の修正	オリーブ油及び精製オリーブ粕油について、リノレン酸含有量が 1.0%を超えるものの取扱いを規定する脚注の記載について議論したところ合意には至らず、当該作業を中止することで合意。	提案の通り作業の中止が承認された。

〈食品添加物部会（CCFA）〉

事項	概要	議論の結果概要
GSFA の食品添加物条項の案及び原案	食品添加物条項の案及び原案作成作業のうち第 43 回 CCFA で中止が合意されたもの。	提案の通り作業の中止が承認された。 食品分類 02.1.2 におけるカロテノイド規定については、更なる検討のため CCFA に差し戻した。

〈食品表示部会（CCFL）〉

事項	概要	議論の結果概要
「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格」の修正案	定義についての作業を中止して、「モダンバイオテクノロジー」を除く 3 つの用語の定義について削除し、「モダンバイオテクノロジー」の定義については「モダンバイオテクノロジー応用食品のリスク分析に関する原則」（CAC/GL 44-2003）を参照する旨について、本食品表示部会で作成した「モダンバイオテクノロジー応用食品に対応する適切なコーデックステキストの編纂の提言案」の脚注に記載する修正案。	提案の通り作業の中止が承認された。

<乳・乳製品部会 (CCMMP/CAC) >

事項	概要	議論の結果概要
プロセスチーズの規格原案	第 33 回総会で規格作成の中止が合意され、地域調整部会に地域規格の必要性と作成の範囲を議論するよう求めていたもの。 アジア地域調整部会では規格の策定作業は中止すべきとの結論で合意した。	作業の中止を支持する意見と、作業の継続を支持する意見が対立し、議論の結果、作業の中止の決定を次回総会まで先送りすることを決定した。 コーデックス事務局が CCMMP 議長と協力して、新規作業の可能性を探る回付文書を作成し、得られた情報を分析した上で、2012 年の執行委員会及び総会で議論することが合意された。

議題 10 総会、部会及び特別部会の報告から提起された事項

総会からの要請に関連する事項

事項	概要	議論の結果概要
トレーサビリティ/製品トレーズのガイドラインの策定	CCFICS からの勧告を踏まえ、第 32 回総会で地域調整部会に対してさらなるガイドラインが必要であるか否かを議論することを要請したもの。 アジア地域調整部会、北米南西太平洋地域調整部会及びラ米カリブ海地域調整部会ではトレーサビリティに関する更なるガイドラインは不要との結論で合意した一方、欧州地域調整部会及び近東地域調整部会では必要との結論で合意。な	地域調整部会の見解を CCFICS に回付し、CCFICS において、新規作業としての可能性を検討することとなった。

	お、アフリカ地域調整部会は本件に係る勧告をしなかった。	
家畜の飼養に関連するコーデックス文書のレビュー	第 33 回総会で既存のリスク分析の原則の家畜の飼養への適用可能性について関係する部会へ検討するよう照会したものの。	各部会での議論の結果が報告された。
プライベートスタンダード	第 33 回総会で地域調整部会へさらなるプライベートスタンダードに関する問題の分析と第 34 回総会で検討するための勧告案を作成するよう照会したものの。	WTO から SPS 委員会の中での議論の状況が紹介され、議長により、コーデックスは WTO、IPPC 及び OIE と密接な関係を維持し、プライベートスタンダード策定機関をコーデックス会合にオブザーバーとして招くとの総括がなされた。
物理的作業部会の新たなオプション	第 64 回執行委員会から提案のあった物理的作業部会の作業の改善について、第 33 回総会で地域調整部会に照会したものの。 アジア地域調整部会では物理的作業部会の運営は手続きマニュアルにある関連ガイドラインに従いオープンであるべきとの結論で合意した。	議長から、地域調整部会における議論が報告された。
コーデックストラストファンドの中期レビューの結果	第 33 回総会で地域調整部会に対してさらなる検討を要請したものの。 なお、中期レビューの報告書では、TOR は変更すべきでない、目標 2 及び 3（科学的根拠や自国意見を継続的に提出する国）を重視すべき、信託基金実施のモニタリングとアウト	(議題 14 参照)

	プットの評価方法を検討すべき等の勧告がなされている。	
食肉製品の規格の改訂	個別食品規格における食品添加物条項と GSFA の整合性をとるためのフローチャートを作成する作業を継続し、フローチャート完成後に、5 つの食肉製品の規格における食品添加物条項を改訂するもの。	特段の議論は行われなかった。

他の部会から付託された問題

<生鮮果実・野菜部会 (CCFFV)>

事項	概要	議論の結果概要
アンズタケの地域規格の改定	アンズタケの貿易は主に欧州内に限られ、貿易量も国際規格を必要とするものではないことから、当該地域規格を国際規格とする必要がないことが合意されたもの。	CCFFV における議論の概要が紹介された。

<魚類・水産製品部会 (CCFFP)>

事項	概要	議論の結果概要
GSFA における食品添加物規定	CCFA で採用された食用色素ベータカロテンの条項の注釈において魚への使用があるが、鮮魚への使用は偽装に使われ、鮮度について消費者が誤認するおそれがあると懸念を示したものの。	CCFFP における議論の概要が紹介された。

議題 11 財政及び予算に関する事項

事項	概要	議論の結果概要
財政及び予算に関する事項	コーデックス財政及び予算に関して、2010-2011 期支出状況及び 2012-2013 期予算が報告される。	会議資料に基づき、2010-2011 期会計、2010 年の支出及び昨年執行委員会で提案のあったビジネスプランの様式に沿った内容について報告された。 2012-2013 期予算については、FAO 及び WHO から、前期と同程度のレベルが維持される見込みである旨の説明があった。 また、FAO/WHO 専門家会合などの科学的助言に必要な予算確保の重要性について指摘がなされ、加盟国による一層の支援を求めることとされた。

議題 12 コーデックス委員会の戦略計画

事項	概要	議論の結果概要
一般的な実施状況	2008-2013 年の戦略的計画の各項目について、担当部会、実施期限、実施状況等が報告され、第 65 回 CCEXEC の検討結果とともに議論される。	現行戦略的計画の実施状況について報告された。
新コーデックス戦略計画	第 33 回総会で次期の戦略計画を策定するために電子的作業	次期戦略計画については、議長及び副

(2014-2019年)の準備	部会にて用意された質問に対する地域調整部会の回答が報告され、第65回CCEXECの検討結果とともに議論される。	議長が作成した素案に基づき総会直前の執行委員会で議論がなされ、執行委員会のメンバーにコメントを求めた上で、第66回執行委員会において引き続き検討される旨の報告がなされた。
-----------------	---	---

議題13 コーデックス委員会とその他国際機関との関係

事項	概要	議論の結果概要
コーデックス委員会とその他の国際機関との関係	WTO、IAEA、OIE等の国際政府間機関及びISO等の国際非政府間機関から、コーデックスの活動に関する取組について報告がなされる予定。	関係政府間組織（OIE、WTO、IAEA、OIV）及び非政府間組織（ISO）の関連活動内容について報告された。 OIEから、5月の総会でBasic Textが改訂され、規格の採択におけるコンセンサスの原則等が一般規則で規定されたこと、コーデックスとの合同規格の検討を含めた関係強化を続けていきたいこと、等の報告があった。我が国から、OIEと他の国際機関との協力強化に関連し、OIEにおける透明性のある書面手続き規則やリスク分析原則の必要性を発言した。総会は、コーデックスとOIEの緊密な関係の維持を支持する旨表明した。

議題 14 FAO 及び WHO から提起されたその他の事項

コーデックスへの参加促進のための FAO/WHO 合同計画及び信託基金

事項	概要	議論の結果概要
コーデックスへの参加促進のための FAO/WHO 合同計画及び信託基金	コーデックス規格策定に参画する意思を有する発展途上国に対し、その参加を支援するために信託基金を通じ旅費を支援する計画及び信託基金の状況等について報告される。	信託基金の中間評価の勧告に対応した提案に基づき議論された。 信託基金の目的としては、途上国のコーデックス会合への参加に焦点を当て続けるべきなどの意見が出され、特に目的 1（コーデックへの広範な参加）については、基準や手続きを明確化した上でこれらの支援を進めていくこととされた。

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 19 回食品輸出入検査・認証制度部会

日時 : 2011 年 10 月 17 日 (月) ~ 10 月 21 日 (金)
 場所 : ケアンズ (オーストラリア)

仮議題

1 .	議題の採択
2 .	コーデックス総会及びその他の部会・特別部会からの付託事項
3 (a) .	CCFICS の作業にかかる FAO 及び WHO の活動に関する報告
3 (b) .	CCFICS の作業にかかる他の国際政府機関の活動に関する報告
4 .	国内の食品管理システムにかかる原則及びガイドライン原案 (ステップ 3)
5 .	その他の事項及び今後の作業
(a) .	公的証明書的一般様式の証明事項に関する更なるガイダンスに係る 討議文書
(b) .	新規作業の提案
6 .	次回会合の日程及び開催地
7 .	報告書の採択

第 19 回食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）の主な検討議題

日時 : 2011 年 10 月 17 日（月）～10 月 21 日（金）

場所 : ケアンズ（オーストラリア）

主要議題の検討内容

議題 4 国内の食品管理システムに係る原則及びガイドライン原案（ステップ 4）

第32回コーデックス総会で承認されたこの作業の目的は、未だ国内食品管理システムが確立していない途上国だけでなく、すでに当該システムを確立している国の政府の双方にとって役立つ包括的な食品管理システムのフレームワークを提供することである。

本年 3 月に開催された物理的作業部会が作成した原案（CX/FICS 11/19/3）がすでに回付されている。

本文書は政府及びその担当部局（Competent Authority）が国内の食品管理システム（以下 NFCS という。）を作成、運用及び改善することを支援するためのものであると Introduction に明記し、また、一つのシステムがすべての状況において適切というのではなく、効果的な NFCS を達成するためには、国の状況に応じて、色々なアプローチが用いられることがありえるとしている。

本年 3 月に開催された物理的作業部会では、10の原則について議論が行われ、この点についてはかなり整理された。また、原則の後、NFCSを設計及び実施するための枠組みというセクションが続き、さらにその後“システムの特性”、“システムの設計”、“システムの実施”及び“システムの継続的な改善”というサブセクションがWGで提案されたが、時間不足のためその詳細な中身を議論できなかった。これらのサブセクションのなかには、原則を適用するためのガイダンス、法規（legislation）、監視またはコントロールプログラム（inspection (control programmes)）、アセスメント及び評価（assessment and evaluation）、遵守及び行政処分の執行（compliance and enforcement）、ラボのスタッフを含むリソース（resources including laboratories, staff,）、トレーニング（training）、サーベイランス、調査及び対応（Surveillance, Investigation, Response）、利害関係者の参画とコミュニケーション（Stakeholder Engagement and communication）、教育（Education）及び国際的なコミュニケーション（International communication）の要素について記述しようということは合意したが、各国が提案したテキストをどこに配置するか作業はその後の電子的作業部会に任せられ、今回議論する文書は事務局が各国から提出されたコメントを基に再編集したものである。

原案では、“システムの特性”として1)状況認識 (situational awareness)、2) pro-activity (環境中に存在する既知または新興のハザードが食品または食品加工チェーンのなかでリスクとして具体化する前に特定できる能力) 及び 3) capability to learn (継続的に情報を更新し、レビューしさらに解析するメカニズムを有すること) が提案されているが、我が国としては、“システムの特性”は他のセクションに移し、サブセクションを再整理する必要があると考えている。

この他、既存のCodex文書及びFAO、WHO文書との重複を避け、かつ各国様々な形式の食品管理システムが存在しうる実態を踏まえつつ、先進国及び発展途上国共に有益となる原則及びガイドラインの作成をめざして、我が国のシステムの実態も踏まえながら、適切に対応したい。

議題5 その他の事項及び今後の作業

(a) 公的証明書の一般様式の証明事項に関する更なるガイダンスに係る討議文書

前回会合において米国より新規作業として提示された議題。今次会合では米国より討議文書が提示されており、「公的一般証明書のデザイン、生産、発行、使用に関するガイドライン」(CAC/GL 38-2001)に関連してより詳細な、適切な認証に関するガイダンスを作成すべきか検討することが提案されている。

米国の提案の詳細について聴取し、我が国にとって必要な認証を求めることができるよう対処して参りたい。

(b) 新規作業の提案

食品輸出国及び食品輸出施設が提出を求められる書類情報に関する提案
(提案国：コスタリカ)

食品輸出国及び輸出施設は、輸入国の規制当局から、検査システム、家畜衛生等の評価に関して様々な質問事項を受け取り、それが貿易上の障壁となっているとの問題意識から、輸出国等への質問事項に関する標準的な文書の構築を提案するもの。

討議文書が提示されていないことから、まずは提案の詳細について聴取し、我が国が引き続き必要な情報を入手できるよう対処して参りたい。

「国内の食品管理システム」の規制面での実施状況のモニタリングに関する指標に係る討議文書(提案国：米国)

現在議論されている国内の食品管理システムに係る提案(議題4)を補完するため、各国の規制当局がシステムの規制面での実施状況を評価するに当たっ

て活用できる指標や手法についての原則及びガイドラインの作成を求める内容となっている。

議題4の国内の食品管理システムに係る原則及びガイドラインを補完する性格であることを考慮し、まず議題4の議論の進展に注力する必要がある旨主張する。その上で、提案の詳細について聴取し、我が国が適切にシステムの評価を行うことができるよう対処して参りたい。

食品の安全に関する緊急事態への対応に関するガイドラインに係る提案

(提案者：国際酪農連盟 (International Dairy Federation))

酪農製品へのメラミン混入、放射性物質に関連した食品・飼料の問題、病原性大腸菌O104による食中毒など、食品の安全に関する緊急事態が生じていることを受け、そのような緊急事態への対応に関するガイドラインの策定を提案する内容。関連するガイドライン等はあるが、それらでは不十分との問題意識から、新たなガイドラインの新設又は既存ガイドラインの見直しを提案している。

提案の詳細について聴取し、既存ガイドラインでカバーされない内容があるのかどうかを含め、まずは作業の必要性をよく検討する必要があるとの立場で対応することとしたい。

FAO / WHO 合同食品規格計画 第 33 回栄養・特殊用途食品部会

日時 : 2011 年 11 月 14 日 (月) ~ 11 月 18 日 (金)
場所 : バート・ゾーデン・アム・タウヌス (ドイツ)

仮議題

1.	議題の採択
2.a)	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
b)	FAO 及び WHO からの付託事項
3.	コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養参照量 (NRVs) の追加/改定原案 (ステップ 4)
4.	表示を目的とした食事に関係する非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素の栄養参照量 (NRVs) の策定と見直しについての原則 (ステップ 4)
4.a)	一般集団を対象とした食事に関係する非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素の栄養参照量 (NRVs) を設定するための一般原則案 (ステップ 4)
4.b)	栄養参照量 (NRVs) の改定原案
5.	必須栄養素の食品への添加に関するコーデックス一般原則 (CAC/GL 9-1987) の改定原案 (ステップ 4)
6.	乳児 (6 - 12 ヶ月齢) 及び幼児用の調整補助食品ガイドライン (CAC/GL 8-1991) の改定原案 (ステップ 4)
7.	乳幼児用の精製穀物加工食品の規格基準 (CODEX STAN 74-1981) に低体重児用の新規 PartB を挿入することに関する討議文書 (ステップ 4)
8.	フォローアップミルクのコーデックス規格 (CODEX STAN 156-1987) の見直しについての提案
9.	その他の事項及び今後の作業
10.	次回会合の日程及び開催地
11.	報告書の採択

11 月 12 日 (土) 9 時 ~ 13 時

乳児 (6 - 12 ヶ月齢) 及び幼児用の調整補助食品ガイドライン (CAC/GL 8-1991) の改定原案についての作業部会会合

11 月 12 日 (土) 14 時 30 分 ~ 17 時 30 分

必須栄養素の食品への添加に関するコーデックス一般原則 (CAC/GL 9-1987) の改定原案についての作業部会会合

第 33 回栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) の主な検討議題

日時 : 2011 年 11 月 14 日 (月) ~ 11 月 18 日 (金)
 場所 : バート・ゾーデン・アム・タウンス (ドイツ)

主要議題の検討内容

議題 3. コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養参照量 (NRVs) の追加/改定原案 (ステップ 4)

前回の会合において、2004 年に作成された FAO/WHO によるガイドライン (ヒトの栄養におけるビタミン及びミネラルの必要量, 第 2 版, FAO/WHO, 2004) 及び米国医学院 (IOM: Institute of Medicine) のデータをもとにした試算結果が示されたが、データ不足から統一見解に至らなかったため、WHO/FAO に、ビタミンとミネラルの一日摂取参照量等の再調査結果について、信頼できる科学機関のデータと WHO/FAO のデータを比較の上報告することを、さらに WHO に食塩及びナトリウムの評価に併せてカリウムの一日摂取量の設定を要請することを合意した。

対象とするビタミン・ミネラルのリスト案については、ナトリウムとカリウムが追加された。今後は、WHO/FAO の報告を待って次回ステップ 4 で再検討される。

本件に関しては、我が国の食事摂取基準等を考慮しつつ、各国の事情に応じて柔軟な運用が可能となるよう注視し、リストが適切なものとなるよう対応したい。

議題 4. 表示を目的とした食事に関係する非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素の栄養参照量 (NRVs) の策定と見直しについての原則

前回の会合において、序文については、議題 3 のビタミン及びミネラルの NRVs との関係で修正がなされた。上限摂取量 (UL) の定義については、[] 付きのままとされた。また、非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素の栄養参照量 (NRVs-NCD) を設定する際の一般原則に関して、特に NRVs-NCD の科学的根拠の強度については、WHO が「食事、栄養、及び慢性疾患の予防: FAO/WHO の合同会議の報告書」(WHO TRS 916, ジュネーブ 2003 年) で使用された基準である “Convincing or Probable” を主張し、日本のほか複数の国が支持したが、EU は、“Convincing/Generally Accepted(確証的な又は広く認められた)” であるべきとし、米国は、“Convincing(確証的な)” のみを用いることを提案し、結果的に合意には至らず、“Probable” については[] 付きとなった。

また、前回の会合では、作業部会で、一般原則の議論と並行して、ナトリウムと飽和脂肪酸の NRVs についても検討を行うことで合意された。

本件に関しては、我が国の制度との整合性も考慮しつつ、各国の取組み状況や国際的な動向等も留意しつつ、対応したい。

議題 5 . 必須栄養素の食品への添加に関するコーデックス一般原則 (CAC/GL9-1987) の改定原案 (ステップ 4)

前回の会合において、タイトルについては、「原則」を維持すべきか、「ガイドライン」と変更すべきか議論されたが、結論に至らず、改定原案全体が検討された後に再考することで合意された。定義については、必須栄養素におけるビタミン、ミネラルの記述の必要性、「栄養同等性」及び「強化」は WHO の定義を適用するのか、現在のコーデックスの定義をそのまま使うのか等について議論が行われたが結論に至らなかった。

原則については、新たに導入部分を入れ、この節を 2 分割することに同意した。義務的及び任意的な食品の栄養強化への原則の適用 (2 つの独立した原則を作るか、共通部分は同じ原則を適用し異なる点のみ該当する項の中でどちらかを特定するか) については、長時間議論が行われたが、結論に至らず、どのように提示し、体系化するかについてさらに検討することで合意した。

今後は、電子作業部会を立ち上げ、検討案を作成し、コメントを求め、次回部会の直前に、物理的作業部会を開催することで合意された。

食品成分の改変は、健康及び安全の観点から必要な場合に限定するのが原則との立場から、議論が正しい方向に進むよう適宜対応したい。

議題 6 . 乳児 (6-12 か月齢) 及び幼児用の調整補助食品ガイドライン (CAC/GL 8-1991) の改定原案 (ステップ 4)

前回の会合において、タイトルに関しては、主に “ complementary ” と “ supplementary ” のどちらの用語を用いるべきかについて議論され、“ formulated complementary foods ” とすることで合意された。このほか、ガイドラインの範囲や説明についても議論されたが、時間切れとなった。

今後は、電子作業部会によりさらに改定案を検討し、次回部会の直前に、物理的作業部会を開催することで合意された。

本件に関しては、我が国や各国の当該製品の規制等の実態を踏まえ、適切なガイドラインとなるよう対応したい。

議題 7 . 乳幼児用の精製穀物加工食品の規格基準 (CODEX STAN 74-1981) に低体重児用の新規 PartB を挿入することに関する討議文書 (ステップ 4)

前回の会合において、WHOより途上国における低体重小児は、低体重もさることながら発育不全の問題もあることから、世界の低栄養児の問題の解決とはならず、今後作業を進める場合には慎重な検討が必要であるとの懸念が示された。しかしながら、タイをはじめとする複数の国が、本作業のコンセプトを支持し、

現行規格との関係やタイトル等の基本的事項について議論が行われた結果、現行規格はそのままで、低体重児のための新規格パートBを作成することとされ、規格原案を作成する電子作業部会の設置が合意された。

本件に関しては、当該規格の必要性の有無に留意しつつ、適切に対応したい。

議題 8. フォローアップミルクのコーデックス規格 (CODEX STAN 156-1987) の見直しについての提案

ニュージーランドからフォローアップミルクの規格 (CODEX STAN 156-1987) を改定する新規作業提案がなされ、次回部会までに討議文書をニュージーランドが作成することで合意された。適宜対応したい。

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 43 回食品衛生部会 (CCFH)

日時 : 2011 年 12 月 5 日 (月) ~ 12 月 9 日 (金)

場所 : マイアミ (米国)

仮議題

1 .	議題の採択
2 .	コーデックス総会及びその他の部会からの食品衛生部会への付託事項
3 .	FAO、WHO 及び他の国際政府間機関から提起された事項
a)	FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議 (JEMRA) からの経過報告及び関連事項
b)	OIE (国際獣疫事務局) からの情報
4 .	食品中のウイルス制御に関する衛生実施規範原案 (ステップ 4)
5 .	食品中の微生物規準の設定と適用に関する原則の改定原案 (ステップ 4)
6 .	食肉における人畜共通感染症を起こす特定寄生虫 (<i>Trichinella spiralis</i> 及び <i>Cysticercus bovis</i>) の管理のためのガイドライン原案
7 .	生鮮野菜・果実に関する衛生実施規範のメロンに関する付属文書原案
8 .	CCFH が適用するリスクアナリシスの原則と手順のレビューに関する討議文書
9 .	その他の事項及び今後の作業
a)	CCFH の業務の優先順位
10 .	次回会合の日程及び開催地
11 .	報告書の採択

第43 回食品衛生部会（CCFH）の主な検討議題

日時：2011年12月5日（月）～12月9日（金）

場所：マイアミ（米国）

主要議題の検討内容

1．食品中のウイルス制御に関する衛生実施規範原案（ステップ4）

オランダを議長国とする作業部会において、各国コメントを踏まえて修正された原案が議論される。なお、原案はこれまで電子作業部会において修正案が提示され本部会の前日（4日）に開催される物理的作業部会で最終的に取りまとめられる予定である。

原案では、食品中のウイルス、特にノロウイルス、A型肝炎ウイルスの制御に関する一般的な要件を本体部分に記載し、付属文書には、二枚貝と生鮮野菜・果実にそれぞれ特化した要件として生産段階での管理、輸送、加工段階での二次汚染の防止等について記載している。

前回の部会では、十分な議論を行う時間がなく、各国のコメント及び前日の物理的作業部会の成果を踏まえ、本部会において改めて議論されるものであり、これまで我が国からは作業従事者の症状消失後の作業への復帰の条件やウイルスを不活化させる加熱温度と時間等についてコメントをしているところ。

ノロウイルスやA型肝炎ウイルスについては我が国でも重要な課題であり、各国の意見も踏まえて、本ガイドラインが科学的に適切なものとなるよう対応したい。

2．食品中の微生物規準の設定と適用に関する原則の改定原案(ステップ4)

第41回のCCFHにおいて新規作業の開始が合意され、前回会合では今後の作業方針を議論したのみで、ステップ2に差し戻された。本年7月フィンランドと日本を共同議長国とし、アイルランドにおいて開催された物理的作業部会が提示した修正原案をもとに議論が行われる。

本改訂作業は、新しいリスク管理に関する数的指標（食品安全目標（FSO）、達成目標（PO）、達成基準（PC））を設定することを可能とした新しい概念や、昨今の新たな微生物リスク評価の研究成果を適宜反映させることが目的である。

前回の部会では、物理的作業部会において、本体文書の更なる検討及び2つの付属文書（微生物規準の設定および適用に関する実務的な事例、微生物規準の設定（サンプリング計画の策定を含む）に関する統計学的かつ数学的な問題を扱う付属文書）を検討することとされていた。しかしながら、作業部会においては、本体文書の見直しにほぼすべての時間を費やし、付属文書については項目等を示すのみとなっている。

科学的に適切かつ実行可能性のある文書となるように配慮しつつ、少なくとも本体文書については早期に合意に達するよう対応したい。

3. 食肉における人畜共通感染症を起こす特定寄生虫 (*Trichinella spiralis* 及び *Cysticercus bovis*) の管理のためのガイドライン

前回会合で新規作業を総会に提案することに合意し、今年7月の総会で新規作業として承認された議題である。本年7月EUとニュージーランドを共同議長国として、アイルランドにおいて開催された物理的作業部会が提示した原案をもとに議論が行われる。

原案はCCFHで策定されたリスク管理の枠組みに沿って、リスク管理の初期作業、リスク管理オプションの特定と選択、管理措置の実施及びモニタリングと再評価の4つの要素に分けて、関連する内容が記載されている。

イノシシ科の肉における *Trichinella* (トリヒナ) については検討の結果、OIEにおける当該寄生虫の作業が終了するまで実質的に作業はできないことが明らかになったので、新規作業はその情報が得られるまで待つべきと考える。

牛肉における *Cysticercus bovis* (牛の無鉤囊虫) については、本寄生虫が公衆衛生に及ぼす影響について科学的な情報が不足していること及び当該寄生虫の汚染率に応じた有効な食肉検査方法が確立されていないことから、これらに関する科学的な情報を収集する必要があると考える。

これらを踏まえ、当該ガイドラインが科学的に適切かつ実効可能性がある文書となるよう、適切に対応したい。

4. 生鮮野菜・果実に関する衛生実施規範のメロンに関する付属文書原案

前回会合で新規作業として合意された議題である。本年6月カナダ及び米国を共同議長とする作業部会をオタワで開催し、当該付属文書の原案を作成して、ステップ3で提出されたコメントを踏まえ、本部会で議論が行われる。

本付属文書の構成は、一昨年作成した葉物野菜の付属文書を踏襲しており、完成度は高いテキストとなっている。

世界各国におけるメロンを原因とした食中毒の発生予防のため、実行可能でかつリスクを低減する上で効果的な付属文書となるよう、適切に対応したい。

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 6 回家畜の飼養に関する特別部会

日時 : 2012 年 2 月 20 日 (月) ~ 2 月 24 日 (金)

場所 : ベルン (スイス)

仮議題

1 .	議題の採択
2 .	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3 .	FAO、WHO その他国際政府間機関の活動に関する報告
4 .	リスク評価を飼料に適用するためのガイドライン案
5 .	飼料中のハザードの優先順位リスト案
6 .	その他の事項
7 .	次回会合の日程及び開催地
8 .	報告書の採択

第 6 回家畜の飼養に関する特別部会の主な検討議題

日時 : 2012 年 2 月 20 日 (月) ~ 2 月 24 日 (金)

場所 : ベルン (スイス)

本部会開催の経緯

家畜の飼養に関する特別部会は、2000 年から 2004 年にかけて 5 回開催され、適正家畜給餌規範 (Code of Practice on Good Animal Feeding) を作成した。

その後、第 33 回コーデックス総会(2010 年)において、既存のリスク評価手法を飼料に含まれる各種ハザードにどのように適用すべきか記載した各国政府向けガイドラインを作成することを目的に、2011 年より特別部会を立ち上げ議論することとなった。具体的には、①リスク評価を飼料に適用するためのガイドライン及び②飼料中のハザードの優先順位リストを作成する予定である。

本部会は本件について検討を行う最初の会合となる。

主要議題の検討内容

議題 4 リスク評価を飼料に適用するためのガイドライン案

飼料に含まれる生物学的及び化学的ハザードが食品を通じて人間の健康に及ぼすリスクを評価する手法の枠組みを記したガイドライン案。

ガイドライン案は、ハザードが飼料から食品に移行するリスクの推定に焦点を絞り、ハザードの特定、ハザードの判定、暴露評価及びリスクの推定といったリスク評価の各段階の内容及び半定量的リスク評価の例から構成されている。

本ガイドラインが、消費者の健康保護の観点から、科学的に適切なガイドラインとなるよう対応したい。

議題 5 飼料中のハザードの優先順位リスト案

畜産物を生産する動物の飼料中に存在する可能性があり、かつ畜産物中に移行する可能性がある生物学的又は化学的ハザードの特定及び優先順位付けを行うための実質的なガイダンスを、原則として管理当局に提供するための文書。

本文書案は、ハザードの優先順位付けの基準、飼料に含まれている可能性のあるハザードのリスト、優先順位付けの手順等から構成されている。

本リストが、各国にとって有用な参考文書として活用されるものとなるよう対応したい。